

広島県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
呉市倉橋町字西宇渡小浜四一三五に接する道路から同字大影一ツ林四一四一の二を経て四一四一の二に接する無番地に至る地先	一五三・七八平方メートル	呉市倉橋町字大影一ツ林
呉市倉橋町字大影一ツ林四一四一の二に接する無番地から四一四三の四を経て同字大影黒岩乙四二八五に至る地先	五八八・九七平方メートル	